様式第2号(第5条関係)

導管設備を使用する集合住宅における各戸計量徴収に関する契約書

　米沢市　　　　　　　　　　　　　　(設備番号　　　号～　　　号)の集合住宅に係る水道メーターの計量及び水道料金の納入に関し、米沢市(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、次の条項により契約を締結する。

　　(水質の保全及び導管設備の維持管理)

　第1条　導管設備(遠隔指示装置付水道メーターを除く。)の修繕その他の維持管理及び水質の保全については、すべて乙の責任とする。

　2　乙は、導管設備の修繕担当業者を選定し、甲に届出なければならない。

　3　甲は、必要と認めたときは乙の導管設備を検査し、乙の負担で適当な措置をさせることができるものとし、乙はこれを拒むことはできないものとする。

　　(水道メーターの寄附等)

　第2条　乙は、各戸に設置した遠隔指示装置付水道メーター(以下「各戸メーター」という。)に係る装置(基メーター、伝送線及び集中検針盤)を、設置完了と同時に甲に寄附するものとし、その後の維持管理は甲が行う。

　2　前項により甲が寄附を受けた各戸メーター及び配水管と受水槽との間に設置した水道メーター(以下「親メーター」という。)の隔測装置に係る電力料は、乙の負担とする。

　　(計量及び料金納入方法)

　第3条　甲は、各戸メーターを計量し、使用者ごとに水道料金を請求するものとする。ただし、各戸メーター等の故障等により計量しがたいときは、前使用水量等を勘案して認定することができる。

　2　前項本文の規定にかかわらず、親メーターの計量水量が、各戸メーターの計量水量の合計より著しく多い場合は、その水量差に係る料金は乙の負担とする。

　3　使用者ごとの「水道使用量のお知らせ」は、各棟1階の郵便受箱に投函する。

　　(総代人の選定)

　第4条　乙は、この契約に附随する事務を行うため、集合住宅の使用者のうちから総代人を選定し、甲に届け出なければならない。

　　(総代人の取扱事務)

　第5条　総代人は、次の各号の事務を取扱うものとする。

　　(1)　共同で使用する給水栓の料金並びに水量差に係る料金及び使用者のないものに係る料金の納入に関すること。

　　(2)　使用者から使用開始の申込みを受けたときは、メーター指針を確認のうえ、甲に届け出ること。

　　(3)　使用者から使用中止の申込みを受けたときは、メーター指針を確認のうえ、甲に届け出て水道料金の算定を受け、その水道料金を納入すること。

　　(4)　使用者に名儀変更等の異動があったときは、そのつど甲に届け出ること。

　　(5)　その他甲の事務の取り次ぎ等に関すること。

　　(届出)

　第6条　乙は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかに甲に届け出なければならない。

　　(1)　総代人に変更があったとき。

　　(2)　修繕担当業者に変更があったとき。

　　(3)　導管設備の増設、改造又は撤去のための工事をするとき。

　　(4)　その他契約内容に変更があったとき。

　　(苦情処理)

　第7条　使用者から使用水量、水道料金及び導管設備についての苦情を受けたときは、すべて乙が処理しなければならない。

　　(周知及び協力)

　第8条　乙及び総代人は、各使用者に対して常にこの契約の内容を周知させ、甲の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

　　(契約の解除)

　第9条　甲は、乙がこの契約の条項に違反し、その旨を勧告してもなお是正しないときは、この契約を解除することができる。

　2　前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

　　(協議)

　第10条　この契約に定めのない事項については、米沢市水道給水条例(昭和49年条例第9号)及び米沢市水道給水条例施行規程(昭和50年水道訓令第2号)その他の定めに準じて甲、乙協議して定めるものとする。

　　(契約の有効期間)

　第11条　この契約の有効期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。ただし、上記契約期間満了前1カ月までに、甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは、この期間はさらに1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

　　この契約の証として、次の書類を添えて契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

　　添付書類

　　1　集合住宅総代人選定届

　　2　導管設備修繕担当業者選定届

　　3　水道メーター寄附採納願

　　　　　　年　　月　　日

甲　住所　　米沢市金池五丁目2-25

氏名　　米沢市

米沢市長　　　　　　　　　　印

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印